

奈良工業高等専門学校障害学生支援委員会規程

平成19年3月8日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、心身に障害のある学生（以下「障害学生」という。）の教育及び学生生活の支援について審議し、障害学生の修学環境の向上を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 障害学生の支援のための基本的事項に関すること。
- 二 障害学生に係る施設設備に関すること。
- 三 障害学生の支援のための提言に関すること。
- 四 障害学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること。
- 五 その他障害学生の支援に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補のうちから選任された者 1名
- 三 心理カウンセラー
- 四 看護師
- 五 その他校長が指名する者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。